

# 参議院議員通常選挙

## 政治家や候補者などにお祭りや運動会

参議院議員通常選挙は、6月17日公示され、23日間の選挙運動がくりひろげられたあと、7月10日(日)午前7時から午後6時まで(勢子辻は午後4時まで)市内48カ所で投票が一斉に

行われます。この一票あなたも、政治の発言者。大切な一票です。自分の信念にもとづいて投票しましょう。また、開票は翌日の7月11日(月)午前7時30分から市立体育館で行います。



# 投票日は7月10日です

などの寄付をねだると法律違反になります

## 選挙は明るくきれいに

政治家や候補者などは、身边をきれいにしなければなりません。そこ

で選挙区内の人に「寄付をすることは法律で禁止」されています。いついかなる場合でも、また選挙に関係ある、なしにかかわらず、名儀がどのようになっているか、お祭りなどの寄付やお葬式の時の花輪や香でお中元やお歳暮、開店祝いのお金や

品物などを贈ることはできません。

私たち有権者は、選挙を明るく、きれいにするために政治家や候補者に次のような寄付をねだると法律違反になりますので絶対にやめましょう

- ・結婚式、入学などのお祝品やお金
- ・お祭り、集会などの寄付。
- ・開店祝いの花輪など。
- ・団体旅行などの寄付。
- ・お中元やお歳暮の贈り物など。

## 違反ポスターを監視しよう

こんどの参議院議員選挙のポスターは、公設のポスター掲示場にしか貼ることができません。富士市の公設ポスター掲示場は、市内346カ所です。これ以外のところに貼ってあるポスターは、すべて違反ポスターです。また街の至るところに政党および候補予定者の政談演説会や講演会などの「お知らせ用ポスター」が貼

られています。このポスターも開催期日が1カ月以上も経過しているのに、平気で貼られています。これらの期限の切れたポスターは違反です。法律では、期限の切れたポスターは「撤去」するよう義務づけられています。どの候補者が違反しているか、市民みんなで監視しよう。



### 「選挙の写真」を募集

しめきりは7月30日まで

わたしたちの生活を豊かで楽しいものにするためには、政治が正しいものでなければなりません。それには、選挙が明るく正しく行われなければなりません。富士市選挙管理委員会では明るい選挙啓発のパンフレット等に利用するため「選挙に関する写真」を一般市民から募集します。選挙に関するものなら、どんな写真でも結構です。ドシドシお寄せください。

#### 【募集要領】

- ▶資格…市内に住んでいる人、または市内の事業所に勤めている人ならどなたでも応募できます。
- ▶作品…①一般の部＝カラー、白黒とも四ツ切以上  
②学生の部＝カラー、白黒ともカビネ以上
- ▶しめきり…7月30日(土)まで
- ▶審査…主催者及び委嘱員
- ▶発表…9月上旬予定 ▶賞…特せん、入選、佳作その他
- ▶送り先…富士市永田61-1 富士市選挙管理委員会  
くわしいことは内線459番へご連絡ください。